

第7章 契約

第1節 一般競争入札

(入札の公告)

第99条 市長は、一般競争の方法により入札をしようとするときは、その入札期日の10日前までに、次に掲げる事項について、市ホームページ、新聞、掲示その他の方法により公告をしなければならない。ただし、緊急を要する場合又は軽易なものにあっては、その期日の5日前までに短縮することができる。

- (1) 入札に付する事項
- (2) 入札及び開札を行う日時及び場所
- (3) 入札に参加する者に必要な資格
- (4) 入札保証金に関する事項
- (5) 入札の無効に関する事項
- (6) 契約条項を示す場所
- (7) 最低制限価額を設けた場合にあっては、その旨
- (8) 前各号に掲げるもののほか、入札に必要な事項

2 令第167条の10の2第1項又は第2項の規定により価格その他の条件が市にとって最も有利な条件をもって申込みをした者を落札者として決定する一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）をしようとするときは、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について、公告しなければならない。

- (1) 総合評価一般競争入札によること。
- (2) 当該総合評価一般競争入札における落札者の決定基準に関すること。

3 第1項の規定にかかわらず、建設工事については、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第6条第1項に規定する期間を設けて公告をするものとする。

(総合評価一般競争入札実施等に係る意見の聴取等)

第100条 市長は、総合評価一般競争入札を行おうとするときは、あらかじめ、学識経験を有する者の意見を聴いた上で、前条第2項第2号に規定する落札者の決定基準を定めなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する基準に基づいて落札者を決定する際に、改めて学識経験を有する者の意見を聞く必要があるかについて併せて確認するものとする。

(一般競争入札参加資格の公示等)

第101条 令第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加するものに必要な資格を定めたときは、同条第2項の規定により、その基本となるべき事項並びに資格審査申請の時期及び方法を公示し、一般競争入札に参加しようとするものの申請を待つて、そのものが当該資格を有するかどうかを審査するものとする。

(入札保証金及び公売保証金)

第102条 令第167条の7、令第167条の13及び令第167条の14の規定による入札保証金は、入札金額の100分の5以上とする。ただし、インターネットを利用して普通財産を公売するとき（以下「公有財産売却システム」という。）の入札保証金は、予定価格の100分の10以上とする。

- 2 国税徴収法（昭和34年法律第147号）第100条の規定により公売する場合の公売保証金は、見積価額の100分の10以上とする。

- 3 前2項の入札保証金又は公売保証金（以下「入札保証金等」という。）は、入札期日前に納付させなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、入札保証金等の全部又は一部を納付させないことができる。

- (1) 競争入札に参加しようとするものが、保険会社との間に、市を被保険者とする入札保証保険契約を結んだとき。

- (2) 金融機関の履行保証の予約契約又は保証事業会社の契約保証予約契約（以下「契約補償の予約」という。）を結んだとき。

- (3) 令第167条の5及び第167条の11に規定する資格を有するもので、過去2年の間に市と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものについて、そのものが契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が納付の必要がないと認めたとき。

- 4 再度入札の場合においては、初度の入札に対する入札保証金などの納付をもって再

度入札における入札保証金の納付があったものとみなす。

(入札保証金等に代わる担保)

第103条 前条に規定する入札保証金等の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

- (1) 国債又は地方債
- (2) 日本政府の保証する債券
- (3) 銀行又は市長が確実と認める金融機関が振出し、又は支払保証をした小切手
- (4) 銀行又は市長が確実と認める金融機関が引受け、又は保証若しくは裏書した手形
- (5) 銀行又は市長が確実と認める金融機関に対する定期預金債権
- (6) 公有財産売却システムにおける、インターネット事業者の保証

2 前項各号に掲げる担保の価値は、次の各号に掲げる担保に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 前項第1号に掲げる担保 額面金額
- (2) 前項第2号に掲げる担保 額面金額又は登録金額(発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額)の10分の8に相当する金額
- (3) 前項第3号に掲げる担保 小切手の券面金額
- (4) 前項第4号に掲げる担保 手形金額(その手形の満期の日が未到来であるときは、提出した日の翌日から満期の日までの期間に応じ当該手形金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いた金額)
- (5) 前項第5号に掲げる担保 定期預金債権証書に記載された債権金額
- (6) 前項第6号に掲げる担保 その保証する金額

(入札保証金等の納付手続)

第104条 課長等は、入札保証金等を現金で納付しようとする者があるときは、納入者に保証金納付書(第69号様式)を交付し、会計管理者に納付させなければならない。

(公売保証金の納付手続)

第105条 前条の規定にかかわらず、公売日当日に納付される公売保証金(以下「当日

納付公売保証金」という。)については、現金出納員等は、口頭その他の方法により納入の通知をし、現金をもって直接収納することができる。

- 2 現金出納員等は、前項の規定により当日納付公売保証金を現金で直接収納したときは、納入に保証金現金領収書（第70号様式）に領収印を押し、交付しなければならない。
- 3 課長等は、当日納付公売保証金の払渡しを受けようとする者（以下「請求者」という。）があるときは、その者から保証金現金領収書を提出させ、払渡しを要する旨の表示をし、現金出納員等に提出しなければならない。
- 4 現金出納員等は、前項の保証金現金領収書の提出を受けたときは、保証金現金領収書原符と照合のうえ、請求者に現金を支払、領収印又は署名を徴し、保証金現金領収書原符とともに整理しなければならない。
- 5 課長等は、当日納付公売保証金を公売日当日に払渡しを行わない者について、その旨を現金出納員等に通知するものとする。
- 6 現金出納員等は、前項の通知を受けたときは、当日納付公売保証金を前条の規定により、指定金融機関等に払い込まなければならない。

（入札保証金の還付等）

第106条 入札保証金（その納付に代えて提供された担保を含む。）は、入札終了後又は入札の中止若しくは落札の取り消しの場合に、直ちに還付するものとする。ただし、落札者に対しては、契約を締結した後に還付し、又は契約保証金の納付に振り替えることができる。

- 2 前項に規定する還付に関する手続は、第56条の規定に準じて処理する者とする。

（公売保証金の還付）

第107条 課長等は、公売保証金の還付を受けようとする者があるときは、その者に領収済通知書又は保証金現金領収書に還付を要する旨の表示を受けさせ、会計管理者に提出させなければならない。

- 2 会計管理者は、前項の領収済通知書又は保証金現金領収書の提出を受けたときは、当該領収済通知書又は保証金現金領収書に領収印又は署名を徴し、これと引替えに公

売保証金を還付しなければならない。

(最低制限価格及び調査基準価格)

第108条 市長は、工事又は製造その他についての請負に係る契約を一般競争入札に付する場合において、その内容に適合した履行を確保するために特に必要があると認めるときは、予定価格の10分の6以上の範囲内で最低制限価格を設けることができる。

2 市長は、工事、製造その他についての請負に係る契約を一般競争入札に付する場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるかどうかについて、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認める場合に該当するかどうかについて調査するための基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）を設けることができる。

3 市長は、前2項の規定により最低制限価格又は調査基準価格を設けたときは、次条において規定する予定価格調書に記載するものとする。

(予定価格)

第109条 市長は、一般競争入札に付そうとするときは、予定価格を定め予定価格調書を作成して封書にし、開札の際これを開札場所に置かなければならない。ただし、あらかじめ予定価格を公表して入札を行う場合において、予定価格調書に最低制限価格を併記しないときは、当該予定価格調書を封書にすることを要しないものとする。

2 前項の予定価格は、設計書又は仕様書に基づき、契約の目的物の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してなす製造、修理、加工、売買、供給及び使用の契約にあつては、単価について、その予定価格を定めることができる。

(入札手続)

第110条 一般競争入札に参加する者は、入札書に必要事項を記入し、記名押印の上、入札日時までに入札場所へ直接提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に認めたときは、入札書は、郵便により提出することができる。この場合においては、入札書在中の旨を表記した封筒に封入のうえ、

更にこれを封書にして書留の取扱いにより提出しなければならない。

3 前項の規定により提出する入札書は、開札時刻までに到達したものに限り、これを受理するものとする。

4 代理者が入札をする場合は、入札前に委任状を提出しなければならない。

(入札の無効)

第111条 次の各号のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とするものとする。

(1) 入札に参加する資格のない者が入札したとき。

(2) 入札に関して不正の行為があったとき。

(3) 入札保証金が納付されていないとき又はその金額に不足があるとき。

(4) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、入札条件に違反したとき。

(入札の中止)

第112条 市長は、不正な入札が行われるおそれがあると認めるとき又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、停止し、又は中止することができる。

2 前項の場合において、入札者が損失を受けることがあっても、市長は、その賠償の責めを負わない。

(落札者の決定)

第113条 市長は、一般競争入札に付する場合においては、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって入札した者を落札者とするものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第108条第1項の規定により最低制限価格を設けた場合には、予定価格以下で最低制限価格以上の者のうち最低価格の入札をした者をもって落札者とすることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、総合評価一般競争入札の場合において、第100条第2項の規定により落札者を決定しようとするときに改めて学識経験を有する者の意見

を聴く必要があるとの意見が述べられたときには、あらかじめ、学識経験を有する者の意見を聴いた上で、当該落札者を決定するものとする。

(落札者の決定通知)

第114条 市長は、前条の規定により落札者が決定したときは、直ちに口頭又は文書でその旨を落札者に通知しなければならない。

(落札の取消し)

第115条 市長は、落札決定後落札者に不正行為のあったことが判明したときは、落札を取り消さなければならない。

2 前項の規定により落札を取り消したときは、その理由を本人に通知しなければならない。

(再度入札の公告)

第116条 市長は、入札者若しくは落札者がいない場合又は落札者が契約を結ばない場合においては、令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う場合を除き、更に公告して、一般競争入札に付することができる。この場合において、公告の期間を3日まで短縮することができる。

第2節 指名競争入札

(指名競争入札参加の資格及び公示)

第117条 令第167条の11第2項の規定による指名競争入札に参加する者に必要な資格は、市長が別に定める。

2 前項の規定により、指名競争入札に参加する者に必要な資格を定めたときは、第101条の規定に準じて公示するものとする。

(入札者の指名及び入札の通知)

第118条 市長は、指名競争入札に付そうとするときは、当該入札に参加できる資格を有する者のうちから、原則として5人以上の者を指名しなければならない。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

2 前項の規定による指名は、当該入札に参加できる資格を有する者にその旨を通知することにより行うものとする。

(指名競争入札の不成立)

第119条 指名競争入札の入札者が1人であるときは、当該指名競争入札は、成立しないものとする。

(一般競争入札に関する規定の準用)

第120条 第102条から第115条までの規定は、指名競争入札の場合に準用するものとする。

第3節 随意契約及びせり売り

(随意契約)

第121条 令第167条の2第1項第1号の規定により規則で定める額は、次の表の左欄に掲げる契約の種類に応じて、同表右欄に掲げる額とするものとする。

1 工事又は製造の請負	1,300,000円
2 財産の買入れ	800,000円
3 物件の借入れ	400,000円
4 財産の売払い	300,000円
5 物件の貸付け	300,000円
6 前各号に掲げるもの以外のもの	500,000円

(随意契約によることができる場合の手続)

第122条 令第167条の2第1項第3号及び第4号に規定する規則で定める手続は、次に掲げる事項とする。

- (1) あらかじめ契約の発注見通しを公表すること。
- (2) 契約を締結した後において、契約の相手方となった者の名称、契約の相手方とした理由等の契約の締結状況について公表すること。

(見積書の徴取)

第123条 市長は、随意契約をしようとするときは、2人以上の者から見積書を徴取しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、1人のみで見積

書の徴取で足りるものとする。

(1) 契約の目的又は性質により、契約の相手方が特定される時。

(2) 予定価格が10万円を超えない時。

(3) 前2号に掲げるもののほか、特別の事情がある時。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する時は、見積書の徴取を省略することができる。

(1) 国、地方公共団体その他公共団体及び公共的団体を相手方として契約する時。

(2) 官報、新聞、法令全書その他のもので価格が確定し、見積書を徴する必要がない時。

(3) 定期刊行物又は法令集等の追録を購入する時。

(4) 前3号に掲げるもののほか、契約の目的又は性質により見積書を徴し難いと認められる契約をする時。

(随意契約の予定価格の決定等)

第124条 市長は、随意契約によろうとする時は、あらかじめ第109条の規定に準じて、予定価格を定めるものとする。ただし、第121条の表の左欄に掲げる契約の種類に応じ、同表右欄に掲げる額を超えない契約を締結しようとする時は、予定価格調書の作成を省略することができる。

(せり売り)

第125条 市長は、動産の売払いについて、せり売りに付する場合は、第1節の一般競争入札に関する規定に準じて行うものとする。

第4節 契約の締結

(契約の締結)

第126条 市長は、契約をしようとする相手方が決定した時は、直ちにその旨を相手方に通知しなければならない。

2 前項の通知を受けたものは、市長が契約の時期を別に指定した場合のほか、当該通知を受けた日から7日以内に契約を締結しなければならない。ただし、落札者が契約の締結に応じられないやむをえない事由があると認められる場合には、その期限を延

長することができる。

- 3 契約をしようとする相手方が、前項の期間内に契約を締結しないときは、契約の相手方となる資格を失うものとする。

(契約書の作成)

第127条 市長は、契約を締結しようとするときは、次に掲げる事項を記載した契約書を作成し、設計書又は仕様書、図面その他契約の内容を明確にするのに必要なものを添付しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により、該当のない事項については、この限りでない。

- (1) 契約の目的
- (2) 契約金額
- (3) 履行期限及び履行の場所
- (4) 契約保証金に関する事項
- (5) 契約代金の支払い又は受領の時期及び方法
- (6) 監督および検査に関する事項
- (7) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金に関する事項
- (8) 危険負担に関する事項
- (9) かし担保責任に関する事項
- (10) 契約に関する紛争の解決方法
- (11) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

- 2 前項の規定にかかわらず、1件の金額が50万円を超えない契約については、契約書に代えて請書によることができる。

(契約書等の作成を省略することができる場合)

第128条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合において、契約の履行上支障がないと認められるときは、契約書又は請書の作成を省略することができる。

- (1) 1件の金額が10万円を超えない随意契約をするとき。

- (2) 物品を売り払う場合において、買受人が代金を即納してその物品を引き取るとき。
- (3) 官公署と契約するときは、文書をもって契約書又は請書に代えることができる。
- (4) せり売りに付するとき。
- (5) 商慣習上契約書を作成しないことが一般的であると認められるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が契約書又は請書の作成の必要がないと認めたとき。

(議会の議決を要する契約の措置)

第129条 第126条及び第127条の規定にかかわらず、市長は、韮崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年4月韮崎市条例第40号）の規定により、議会の議決を要する契約を締結しようとするときは、議会の議決を得たときに当該契約が成立する旨を落札者又は相手方に告げ、かつ、その旨を記載した仮契約書をこれらの者を取り交わすものとする。

- 2 前項に規定する契約の締結について議会の議決を経たときは、直ちにその旨を契約者に通知するものとする。

(翌年度にわたる契約)

第130条 翌年度にわたって支出の原因となるべき契約は、これをすることができない。ただし、次の各号のいずれかに該当する契約は、この限りでない。

- (1) 継続費に係るもの
- (2) 繰越明許費に係るもの
- (3) 債務負担行為に係るもの
- (4) 法第234条の3の規定による長期継続契約に係るもの

(契約事務の手続)

第131条 契約担当課長は、入札の執行又は見積書を徴するにあたり、契約執行伺書（第71号様式）を作成し、市長の決裁を受けなければならない。

- 2 契約担当課長は、入札を執行し、又は見積りを徴したときは、その結果について契約締結伺書（第72号様式）を作成し、市長の決裁を受けなければならない。

(契約保証金)

第132条 令第167条の16第1項の規定及び公売に関する契約保証金は、契約金額の100分の10以上とし、契約締結の際納めさせなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- (1) 契約の相手方が、保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を結んだとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 令第167条の5第1項及び令第167条の11第2項に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (5) 契約金額が100万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (6) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保を徴したとき。
- (7) 公有財産売却システムによる入札、せり売り又は随意契約の方法により契約を締結する場合において、市長が必要ないと認めたとき。

2 前項に規定する契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

- (1) 第103条第1項各号に掲げる担保
- (2) 保証事業会社の保証

3 第103条第2項の規定は、契約保証金について準用する。この場合において、同項第6号中「前項第6号」とあるのは、「前項第6号又は第132条第2項第2号」と読み替えるものとする。

(保証金の取得)

第133条 入札又は契約の相手方がその義務を履行しないときは、入札保証金等又は契

約保証金を違約金として徴収しなければならない。

(保証人)

第134条 市長は、工事以外の契約に関し、必要があると認めるときは、契約保証金の納付（その納付に代わる担保の提供を含む。）に代えて、その相手方に連帯保証人を立てさせることができる。

2 保証人に事故があるとき又は欠けたときは、前項に従い新たな保証人をたてなければならない。

3 保証人を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

(契約保証金の還付)

第135条 第132条の契約保証金（その納付に代えて提供された担保を含む。）は、契約履行後還付しなければならない。

2 前項に規定する還付に関する手続は、第56条の規定に準じて処理するものとする。

(契約の変更等)

第136条 市長は、必要があると認めるときは契約者と協議し、又は契約者からその責めに帰することのできない事由により履行期限の延長の申出があったときはその内容を調査し、当該契約を変更することができる。

2 市長は、前項の規定により契約の内容を変更しようとするときは、速やかに、第127条から第131条までの規定による手続の例により変更契約書を作成し、又は変更請書を提出させなければならない。

(契約の解約)

第137条 市長は、契約者からその責に帰することのできない事由により契約の解約の申出があったときは、その内容を調査し、やむを得ないと認めるときは、当該契約を解約することができる。

(公用等による契約の解除)

第138条 市長は、公用又は公共のため必要があると認めるときは、契約を解除し、又はその履行を停止変更若しくは契約履行期間を伸縮することができる。

2 第1項の規定による契約の解除等のため、請負者が著しく損害を受けたときは、こ

れを補償する。

(契約の解除)

第139条 前条の規定にかかわらず、市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除する。

- (1) 請負人がその資格を喪失し、又は営業停止の処分を受けたとき。
- (2) 期間内に理由なく契約を履行しないとき又は履行の見込がないとき。
- (3) 契約履行の着手を理由なく遅延したとき。
- (4) 契約解除の申出があったとき。
- (5) 契約の締結又は履行について、不正の行為があったとき。
- (6) 契約履行に際し、本市関係職員の指揮監督に従わず、又はその職務執行を妨害したとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、契約条項に違反する行為があったとき。

(解除の措置)

第140条 前条の規定により契約を解除したときは、市長の選択に従い、請負人若しくは調達人の費用をもって既成分を取り除き、搬入材料若しくは既納物件の引き取りをさせ、又は市長が適当と認める代償を交付して、これを本市の所有とすることができる。

第5節 契約の履行

(部分払)

第141条 支出命令権者は、契約により部分払をするときは、工事についてはその既済部分の対価の10分の8、製造についてはその既済部分の対価の10分の9及び物品の買入れについては、その既納分に対する対価を超えてはならない。

2 債権者は、部分払を受けようとするときは、部分払請求書（第73号様式）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(前金払の制限)

第142条 請負金額が100万円以上であって、前金払をしなければ、契約し難いと市長が認めた場合は、当該請負金額の4割を超えない範囲で前金払をすることができる。

2 部分払の契約をしていない場合で次の各号のいずれにも該当する場合には、第1項の前金払に加え中間前払金として、請負金額の2割を超えない範囲で前金払をすることができる。

(1) 第1項の前金払がなされていること。

(2) あらかじめ契約書に中間前払金を行うことが明示されていること。

(3) 工期の2分の1を経過していること。

(4) 工程表により、工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

(5) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の2分の1以上の金額に相当するものであること。

3 債権者は、前金払を受けようとするときは、前金払請求書（第74号様式）に保証事業会社の保証書を添えて請負契約締結後10日以内に市長に提出しなければならない。

4 債権者は、中間前金払を受けようとするときは、前項の規定にかかわらず第2項の要件を満たしたときから10日以内に前金払請求書を市長に提出しなければならない。

5 設計変更に伴う請負金額の変更及び工期の変更等保証契約の内容に変更があったときは、遅滞なく変更保証書を寄託しなければならない。

6 保証書は、工事が完成し、請負代金の精算がされたとき又は前金払の返還が行われたときに返還する。

(前金払の金額の返還)

第143条 前条による前金払の金額は、次の各号のいずれかに該当する場合は、返還させるものとする。

(1) 契約の解除を必要とするとき。

(2) 契約者の責に帰すべき事由により、契約履行の進捗が著しく遅延したと認められるとき。

2 契約の一部を解除しようとするときにおいては、返還されるべき金額は、契約者と協議のうえ算定する。

(契約履行の届出)

第144条 請負人又は調達人は、契約を履行したときは、工事完成届、納品書等を市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要ないと認めたときは、この限りでない。

(検査調書等の作成)

第145条 市長から、検査又は検収を命ぜられた職員は、検査又は検収を完了したときは、検査調書（第75号様式）又は検収調書（第76号様式）を作成し、市長に報告しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、物品購入に係る支出負担行為による契約又は工事を除くその他の契約若しくは市が補助する事務事業については、請書、完成届又は納品書の末尾に、検査又は検収済の旨を記載し、記名押印してこれに代えることができる。

3 第1項の規定は、工事、製造その他の請負、物品の購入等の既済部分又は既納部分に対し、部分払をしようとする場合に準用する。

(監督を委託した場合の確認)

第146条 令第167条の15第4項の規定により、市職員以外の者に委託して監督又は検査を行わせた場合においては、市長から命ぜられた職員は、当該監督又は検査の結果を確認し、当該確認の結果を記載した書類を作成しなければならない。

2 前項の検査に係る契約の代金は、同項の書類に基づかなければ支払をすることはできない。

(保証人への履行請求等)

第147条 市長は、契約者（工事の請負契約に係る契約者を除く。）が次の各号のいずれかに該当するときは、契約者の保証人に対して当該契約の履行又は遅延利息、違約金その他の損害金の支払をなすべきことを請求することができる。

(1) 正当な理由がなく契約の期間内に給付を完了する見込みがないとき。

(2) 正当な理由がなく契約の履行に着手しないとき。

(3) 前2項に掲げるもののほか、契約条項に違反し、その違反によって契約の目的を達成することができないとき。

(違約金の徴収)

第148条 第139条の規定により契約を解除した場合において、契約保証金の納付がないときは、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として徴収しなければならない。ただし、天災その他やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

2 相手方が契約期間内に契約を履行しないときは、第136条の規定により履行を延期した場合を除き遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を遅延損害金として徴収する。ただし、計算した額が100円未満であるときはその全部を、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。

3 前2項の違約金を指定の期日までに納付しないときは、支払金額又は契約保証金のうちから控除し、なお不足するときは追徴するものとする。

第6節 公表

（公表）

第149条 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）の規定による発注の見通し並びに入札及び契約の過程並びに契約内容に関する事項の公表は、市ホームページを利用して行うものとする。この場合において、同法律施行令第5条第1項及び第7条第2項の規定中250万円とあるのは、130万円と読み替えて実施するものとする。